

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月20日

京都市長 門川 大作

京都市規則第44号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第23条の7第1項第2号中「4,400円」を「5,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市職員給与条例施行細則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(行財政局人事部給与課)